

第 53 号議案

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案に関する知事への意見について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定に基づき、滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見について、知事から意見を求められたので、次のとおり意見を提出する。

令和 2 年 2 月 7 日

滋賀県教育委員会

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案に関する意見について

格別の意見はない。

(説明資料)

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

令和2年度における教育委員会の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を改定するため、滋賀県職員定数条例(昭和24年滋賀県条例第44号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

	条例第2条の区分		令和元年度	令和2年度	増減
(5) 教 育 委 部 局 会 の 職 員			207人	184人	△ 23人
(10) 教 育 機 関 の 職 員	教育機関の職員	校長および教員	3,369人	3,326人	△ 43人
		校長および教員以外の職員	579人	570人	△ 9人
		計	3,948人	3,896人	△ 52人
	ア 高等学校の職員	校長および教員	2,179人	2,143人	△ 36人
		校長および教員以外の職員	373人	368人	△ 5人
		計	2,552人	2,511人	△ 41人
	イ 中学校の職員	校長および教員	39人	39人	0人
		校長および教員以外の職員	3人	3人	0人
		計	42人	42人	0人
	ウ 特別支援学校の職員	校長および教員	1,151人	1,144人	△ 7人
		校長および教員以外の職員	138人	133人	△ 5人
		計	1,289人	1,277人	△ 12人
	エ 学校以外の教育機関の職員		65人	66人	+ 1人

3 その他

この条例は、令和2年4月1日から施行することとします。

この条例は、教育委員会関係の改正部分も含め、知事部局がとりまとめ、提案されます。

滋賀県職員定数条例新旧対照表（教育委員会分）

旧	新
第1条 省略 （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）～（4） 省略 （5） 教育委員会の事務部局の職員 <u>207人</u> （6）～（9）の2 省略 （10） 教育機関の職員 { 校長および教員 <u>3,369人</u> 校長および教員以外の職員 <u>579人</u> 計 <u>3,948人</u> { ア 高等学校の職員 校長および教員 <u>2,179人</u> 校長および教員以外の職員 <u>373人</u> 計 <u>2,552人</u> { イ 中学校の職員 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人 { ウ 特別支援学校の職員 校長および教員 <u>1,151人</u> 校長および教員以外の職員 <u>138人</u> 計 <u>1,289人</u> - エ 学校以外の教育機関の職員 <u>65人</u> （11） 省略 第2条第2項以下 省略	第1条 省略 （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 （1）～（4） 省略 （5） 教育委員会の事務部局の職員 <u>184人</u> （6）～（9）の2 省略 （10） 教育機関の職員 { 校長および教員 <u>3,326人</u> 校長および教員以外の職員 <u>570人</u> 計 <u>3,896人</u> { ア 高等学校の職員 校長および教員 <u>2,143人</u> 校長および教員以外の職員 <u>368人</u> 計 <u>2,511人</u> { イ 中学校の職員 校長および教員 39人 校長および教員以外の職員 3人 計 42人 { ウ 特別支援学校の職員 校長および教員 <u>1,144人</u> 校長および教員以外の職員 <u>133人</u> 計 <u>1,277人</u> - エ 学校以外の教育機関の職員 <u>66人</u> （11） 省略 第2条第2項以下 省略